

屋外に灰皿を設置する場合 周囲への配慮が必要です

屋外への喫煙場所の設置については健康増進法上、「望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない」という配慮義務があります。

灰皿設置の配慮はどうすれば良い？ （以下、一例）

人通りの多い場所
（店舗の出入口や歩道の近く）
には置かない



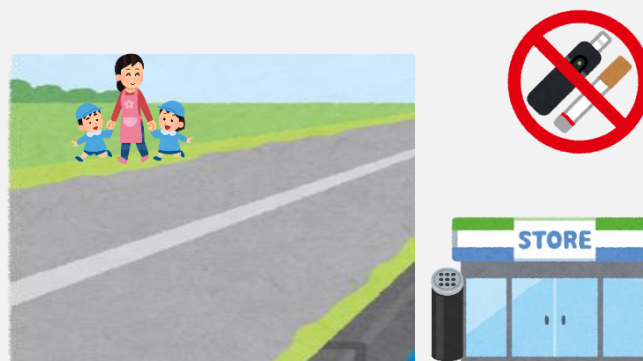
営業時間外での喫煙所の
設置は避ける



たばこの煙が隣接する建物に
流れ込む場所には置かない



路上付近には置かない



受動喫煙対策についてのお問い合わせは、事業所の所在地を
所管する保健所設置市（広島市、呉市、福山市）の市役所
または県保健所へお願いします。